諮問番号：令和元年度諮問第５２号

答申番号：令和２年度答申第 ８ 号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　〇〇〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３１年３月１２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

就労移行支援事業所（以下「事業所」という。）の支援プログラムには適応できなかった。自立が見込める選択肢は、国土交通省（関東甲信越区分）の受験以外なかったので、受験に係る交通費を申請したにもかかわらず、府内での就職活動のみに支援を限定し、自立が見込める求職活動に必要な費用の正当な申請を認めない本件処分は、法第１条の自立助長を目的とする原理から違反している。

処分庁は近畿圏での求職活動は可能であると主張するが、〇〇〇への自立支援は、〇〇〇よりも多くの支援が必要であり、一般論として均衡がとれないことを理由に本件処分を行うのは実態にそぐわない。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）求職活動に係る移送費について

求職活動に係る経費については、保護費のやりくりによって対応するものとされているが、やりくりの範囲にも自ら限度があり、求職活動に交通費を要する被保護者の場合、熱心に求職活動を行うほど交通費がかさみ、生活費を圧迫することとなるため、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第７の２（７）アの規定に該当する場合に、臨時的な特別需要に対応する一時扶助として支給が認められている。

本件についてみると、審査請求人は、保護開始当初から、事業所など支援機関を利用しながら積極的に求職活動を行っており、処分庁は、審査請求人に対し、就労支援の一環として事業所への通所移送費を支給していることが認められる。

審査請求人は、事業所の支援プログラムでは自立が見込めないと主張しているが、事業所への通所を継続（通所移送費を支給）している限りにおいて、事業所の支援プログラムによる求職活動であれば移送費の支給を検討するとした処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

（２）国家公務員〇〇〇選考試験（関東甲信越区分）の受験について

審査請求人は、適性のある職種と配慮のある環境として就労が見込めるとして国家公務員〇〇〇選考試験（関東甲信越区分）を受験し、申請時点では一次試験に合格しており、二次試験受験のために移送費は必須であると主張している。

しかしながら、処分庁は、審査請求人から関東圏での求職活動について相談があった際、移送費の支給は困難である旨の説明を行っているものと認められ、また、求職活動に係る移送費の支給について具体的な基準は定められてはいないものの、本件における移送費の申請額は５０，１９５円と高額であり、近畿圏での求職活動が可能であることとの比較においても著しく均衡を失するものと認めざるを得ず、支給が必要やむを得ないものとは認め難い。

（３）まとめ

以上のとおり、国家公務員〇〇〇選考試験（関東甲信越区分）の受験は「被保護者が実施機関の指示又は指導をうけ」た求職活動とは認められないとして、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年３月１９日　諮問書の受領

令和２年３月３０日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：４月１３日

口頭意見陳述申立期限：４月１３日

令和２年４月　９日　審査請求人の主張書面（４月９日付け）の受領

令和２年５月１４日　第１回審議

令和２年５月２８日　第２回審議

令和２年６月　２日　大阪府行政不服審査会（以下「審査会」という。）から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和２年６月１５日付け〇〇〇〇〇〇第９２号。以下「処分庁回答書」という。）

令和２年６月１８日　第３回審議

令和２年７月　３日　第４回審議

令和２年７月２８日　第５回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

（２）局長通知の第７の２（７）アは、「移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、（中略）必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。」とし、該当する場合の一つとして、「（キ）被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合」と定めている。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成３０年６月１日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成３０年６月２７日のケース記録票には、「就労移行支援事業「〇〇〇〇」への交通費の支給依頼あり」と記載されている。

（３）平成３０年６月２８日のケース記録票には、事業所通所に係る交通費について、「〇〇〇問答集７－９８により計上は行えるため、通所証明書と挙証資料を提出するように伝える」と記載されている。また、同年８月２日のケース記録票には、「６/１付　就労移行支援事業所通所にかかる移送費計上」と記載されている。

（４）平成３０年７月１４日のケース記録票には、「（主）〔審査請求人〕求職活動を行っているが、大阪では〇〇〇枠の受け皿が少なく、東京で求職活動を行いたいと思っているため、移送費を申請したいとのこと。検討後に回答すると伝える。」と記載されている。

（５）平成３０年７月１８日のケース記録票には、「東京までの移送費について確認あり。申請自体は（主）〔審査請求人〕の権利であるため申請は受理するが、上席とも検討した結果、実際に費用を支給できるかは近隣で〇〇〇枠の募集がある以上、東京までの移送費を支給するのは難しいと判断する可能性が高いと説明する。」と記載されている。

（６）平成３０年９月１０日のケース記録票には、「〇〇〇〇支援センター「〇〇〇」に架電」、「（主）〔審査請求人〕の相談対応をしているとのことで、状況確認を行う。」と記載されている。

（７）平成３０年１０月９日のケース記録票には、「「〇〇〇」〇〇〇〇〇　〇〇〇に架電」、「（主）〔審査請求人〕求職活動状況について確認する。」、「大企業でなければ（主）〔審査請求人〕の〇〇に対応することは出来ず、大企業が多い東京での就職活動は必須であると（主）〔審査請求人〕は話をしている。」、「〇〇〇としては、東京は確かに大企業が多いがその分倍率も高い、体験実習も踏まえ、現実的な求職活動を行うように話している。」と記載されている。

（８）平成３０年１２月２１日付けで、審査請求人は、処分庁に対して、公務員試験（千葉県庁一次試験）の受験に係る交通費の支給を申請した。

（９）平成３０年１２月２５日のケース記録票には、「就労移行支援事業所「〇〇〇〇」〇〇〇に架電」、「支援状況を確認する。」、「現在、（主）〔審査請求人〕グループワークには参加しておらず、公務員試験対策のために参考書等を使用し自身で試験勉強を行うために時間を使っている。」「公務員試験については〇〇〇との間で決まったものではなく、（主）〔審査請求人〕の希望であり、採用試験の日程等も（主）〔審査請求人〕で調べているとのこと。」と記載されている。

（１０）平成３０年１２月２７日のケース診断会議記録票には、前記（８）の申請について、「求職活動について一貫性がなく、今回の採用試験についても各支援事業所との話し合いで決まったものではなく、（主）〔審査請求人〕の希望によるものであり、（主）〔審査請求人〕の自立に必須とは言えない。関東での求職活動についても応募人数が多いという理由のみであり、必要性が低いと判断する。」と記載されている。

（１１）平成３１年１月７日付けで、処分庁は、前記（８）の申請を「一般に求職活動に係る経費については保護費のやり繰りによって対応するものとされており、また、今回の採用試験は自立に必須とは言えず、関東での求職活動の必要性が低いと判断したため」との理由で却下した。

（１２）平成３１年１月２８日のケース記録票によると、同日、処分庁は事業所を訪ね、審査請求人、事業所の担当者及び〇〇〇〇支援センターの担当者と、審査請求人の今後の求職活動について話し合ったことがわかる。ケース記録票には、「支援事業所とよく話し合い、支援プログラムにより求職活動をする場合に限り、費用の検討を行うと伝える。また、社会通念上関東での求職活動は必須とは言えないことから、市内、府内での求職活動を行うように話をする。」と記載されている。

（１３）平成３１年２月２５日付けで、審査請求人は、処分庁に対して、国家公務員〇〇〇選考一次試験（関東甲信越区分）に合格したため、二次試験受験のための移送費の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）を行った。

（１４）平成３１年３月１２日付けで、処分庁は、「一般に求職活動に係る経費については保護費のやり繰りによって対応するものとされており、また、今回の採用試験について、支援機関と十分に話し合いを行ったうえで受験をされていない」との理由で、本件申請を却下する本件処分を行った。

（１５）令和元年５月７日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（１６）処分庁回答書には、「審査請求人以外の被保護者に対し、就職活動にかかる府外への旅費として移送費を支給した事例があれば、内容を具体的に回答してください。」という審査会からの質問への回答として、「審査請求人以外の就職活動にかかる府外への移送費の支給はありません。」と記載されている。

３　判断

（１）求職活動に係る移送費について

求職活動に交通費を要する被保護者の場合、熱心に求職活動を行うほど交通費がかさみ、生活費を圧迫することとなるため、前記１（２）の定めに該当する場合に、臨時的な特別需要に対応するためのものとして、一時扶助を支給することとされている。

審査請求人は、保護開始当初から、事業所等の支援機関を利用しながら積極的に求職活動を行っており、事業所への通所費用については、前記２（２）及び（３）のとおり、処分庁は、審査請求人からの申出に対し、就労支援の一環として移送費を支給していることが認められる。

（２）国家公務員〇〇〇第２次選考試験（関東甲信越区分）の受験のための移送費について

審査請求人は、適性のある職種と配慮のある環境での就労が見込めるとして国家公務員〇〇〇選考試験（関東甲信越区分）を受験し、一次試験に合格したことから、二次試験受験のために移送費を申請した。そして、事業所の支援プログラムでは自立が見込めず、二次試験を受験するための交通費等が必須であると主張している。

もっとも、前記２（６）～（１２）のとおり、処分庁は、事業所等において審査請求人の適性を見極めるための就職活動の支援が行われてきた経緯とその評価を事業所等から聴取し、これらとの話し合いを経て、事業所等と連携して審査請求人の就職活動を支援する方針を維持しており、本件処分の時点では、この方針それ自体は不合理であるとまで言えない。

また、国家公務員〇〇〇選考試験の近畿区分の受験も含め、近畿圏では審査請求人の適性に見合った職種と配慮のある環境での仕事に就くことが不可能であり、同試験の関東甲信越区分の受験を通じた就職が自身の自立助長に必要不可欠である点について、事件記録における審査請求人の主張及び証拠からはなお明らかであるとは言えない。

さらに、求職活動に係る移送費の支給について具体的な基準は定められてはいないものの、本件申請額は５０，１９５円であって近畿圏での求職活動にかかる交通費等と比べても高額であること、前記２（１６）のとおり、処分庁において、従来、府外への求職活動のために移送費を支給した事例がないことも勘案されるべき事情である。

（３）まとめ

以上から、審査請求人が支援機関と十分に話し合いを行ったうえで受験していないことを理由に移送費を支給しないとした本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

処分庁は、事業所等の担当者とより緊密に連携しながら、審査請求人の〇〇特性や適性、過去の経歴等を斟酌し、その意向を十分に汲み取ったうえで支援方針を立てること、また、結果に鑑み必要に応じて適宜それを修正することが求められる。さらに、旅費を工面できないために、国家公務員選考試験の受験も含めて就職への途が閉ざされることのないよう、他法他施策の活用や保護費のやり繰り等について審査請求人により丁寧な助言をすることが望まれる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子